

建設工事請負契約書（案）

収 入
印 紙

1. 建設工事名 官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事

2. 建設工事箇所 伊豆の国市 奈古谷地内

3. 工 期 着 手 令和 年 月 日
完 成 令和 12 年 3 月 31 日

4. 請 負 代 金 額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

5. 請負代金の支払 前 払 金 額 ￥
部分払 回数 回以内

6. 契 約 保 証 金 額 ￥ (請負契約条項第 3 条第 1 項 号該
当)

上記の建設工事について、発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、請負契約条項と一体となる請負契約（以下「この契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発 注 者 伊豆の国市長 山下 正 行 印

受 注 者 住 所
商号又は名称 印
氏 名

請 負 契 約 条 項

目 次

第1節 総則等	1
第2節 知的財産権.....	4
第3節 人員の配置等	4
第4節 工事材料等.....	6
第5節 関連工事、近隣住民、用地に関する事項等	8
第6節 工事業務.....	9
第7節 変更及び中止等	11
第8節 臨機の措置、損害等.....	14
第9節 代金支払い等	17
第10節 契約不適合責任、債務不履行等	22
第11節 解除等.....	25
第12節 その他の事項	29

第1節 総則等

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書記載の建設工事の請負契約に関しこの契約書に定めるもののほか、プロポーザル公告等で発注者が公表した実施方針、募集要項、要求水準書、受注者選定基準、提出書類作成要領、様式集、その他の附属書類及び質問回答書（個別に又は総称して、以下「募集要項等」という。）並びに提案書（提案書及び見積書等を個別に又は総称していう。以下同じ。）、基本協定書（令和7年〇月〇日付で発注者、[]（構成企業のすべてを列挙する。）で締結された基本協定書をいう。）、並びに発注者、[]（構成企業のすべてを列挙する。）で締結された設計業務委託契約書（以下「設計業務委託契約」という。）に基づき受注者が作成し、発注者の承認の受けた業務目的物（以下「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（頭書を含む。以下同じ。）を履行しなければならない、受注者が共同企業体である場合には、共同連帯してこの契約を履行する義務を負う。
- 2 この契約並びに募集要項等、提案書、設計図書及び伊豆の国市建設工事約款に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその責任において定める。
- 3 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言葉は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、沼津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体であるとき場合は、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 12 この契約、募集要項等、提案書、設計図書の内容に矛盾又は齟齬がある場合には、（1）この契約、（2）基本協定書、（3）要求水準書、（4）募集要項、受注者選定基準、提出書類作成要領、様式集、その他の附属書類及び質問回答書、（5）提案書、（6）設計図書の順にその解釈が優先するものとするが、提案書又は設計図書が上記（3）及び（4）の書類に示された要求水準より厳格

又は望ましい水準を規定している部分は、提案書又は設計図書が上記（３）及び（４）の書類に優先するものとする。

（請負代金内訳書及び工程表等）

第２条 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後 10 日以内に募集要項等、提案書及び設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成して発注者に提出しなければならない。

２ 請負代金内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第３条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１） 契約保証金の納付

（２） 契約保証金に代わる担保となる有価証券（伊豆の国市契約規則（平成 17 年伊豆の国市規則第 29 号）第 24 条第 1 項各号に掲げるものに限る。以下同じ。）の提供

（３） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（４） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２ 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（伊豆の国市契約規則第 11 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げるものにあつては、発行価額の 10 分の 8 に相当する額）、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

３ 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第 6 条第 2 項各号に掲げる者によるこの契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４ 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５ 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を受注者に請求することができ、受注者は保証の額の減額を発注者に請求することができる。

６ 受注者は、第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を発注者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ）のうち第12条第2項の規定による検査に合格したもの及び第46条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。
- ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第6条 受注者は、下請契約を締結したときは、直ちに次に掲げる事項を発注者に通知しなければならない

- （1） 下請負人の住所及び商号
- （2） 下請契約の内容
- （3） 下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号

- 2 前項の規定によるほか、受注者は、発注者が必要があると認めた工事で下請契約を締結したものについて前項各号に掲げる事項の通知を請求したときは、当該事項を通知しなければならない。

（履行報告）

第7条 受注者は、募集要項等、提案書及び設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等）

第8条 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に定める建設業者といい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）を相手方としてはならない。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- （2） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- （3） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合は、社会保険未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- （1） 受注者と下請契約を締結する下請負人：当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなけ

れば工事の施工が困難になる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に当該社会保険未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき。

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人：次のいずれかに該当する場合

ア. 受注者が、当該社会保険未加入建設業者を下請負人としておりと発注者が認め、その旨を通知した日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合

イ. 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合

3 受注者は、当該社会保険未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別な事情があると発注者がみとめたとき、又は同号に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、発注者が当該社会保険未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第 2 節 知的財産権

（特許権等の使用）

第 9 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 3 節 人員の配置等

（監督員）

第 10 条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約に定めるもののほか、募集要項等、提案書及び設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 募集要項等、提案書及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの詳細図等の承諾

- (3) 募集要項等、提案書及び設計図書に基づく工程の管理、立会い若しくは工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き前項の規定による権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、第1条第3項の規定に関わらず、口頭により行うことができる。
- 5 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人、主任技術者等）

第11条 受注者は、次の各号のいずれかの者の氏名等を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
- (2) 専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 専任の監理技術者（法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
- (4) 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者（法第26条第4項の規定により選任された専任の監理技術者をいう。以下同じ。）
- 2 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書により発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
- (2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第20条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障が無く、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができる権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 6 現場代理人、主任技術者又は専任の監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができる。

第4節 工事材料等

(工事材料の品質及び検査等)

第12条 工事材料の品質については、募集要項等、提案書及び設計図書に定めるところによる。募集要項等、提案書及び設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、要求水準を満たす品質を有するものとする。

- 2 受注者は、募集要項等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の規定による検査を求められたときは、請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- 6 受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第13条 受注者は、募集要項等において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、募集要項等において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集要項等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集要項等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由がないのに受注者の求めに請求を受けた日から7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切

に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第14条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会のうえ、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、直ちに書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適當でないことを認めたときは、直ちに書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面をもって当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受注者は、募集要項等に定めるところにより、工事の完成、募集要項等、提案書、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が募集要項等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第5節 関連工事、近隣住民、用地に関する事項等

(関連工事の調整)

第15条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(近隣住民との交渉等)

第16条 発注者と受注者は、近隣住民との調整については、次のとおりそれぞれが自らの費用と責任をもって実施するものとする。ただし、受注者は近隣住民説明会の資料作成、説明会への出席その他必要な範囲において発注者の補助をするものとする。

- (1) 工事の実施そのものについて地元関係者・住民の合意形成を行うことは、発注者が実施する。
- (2) 工事の施工その他受注者のこの契約の履行に関する事項の調整は、受注者が実施する。

(工事用地の確保等)

第17条 発注者は、工事用地その他募集要項等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（募集要項等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、募集要項等、提案書、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(土壌汚染・埋蔵文化財等)

第18条 受注者による調査等により、工事用地等に、募集要項等に明示されていない地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵が発見されたとき又は工事用地等の状況が募集要項等の内容と著しく異なるときは、速やかに発注者に連絡し、発注者の確認を受けるものとする。

2 前項に定める地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵があり、又は工事用地等の状況に募集要項等との著しい不一致があり、これらが設計業務委託契約に基づく受注者の業務において注意義務を尽くしても予測又は発見することができないものである場合に限り、当該瑕疵等又は著しい不一致に起因して受注者に追加的な費用又は損害が生じたときは、発注者は、合理的な範囲でこれを負担するものとする。この場合において、発注者は必要と認めるときは募集要項等を変更し、受注者に対して設計図書の変更を求め、若しくは工期を変更するものとする。受注者は、当該追加的な費用及び損害の発生を最小限とし、かつ、拡大を低減するよう努めなければならない。

3 前項により募集要項等の変更が必要となった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。

(1) 発注者は、必要と認めた場合には、募集要項等の変更についての対応可能性及び費用見込額の検討を受注者に求めることができる。

(2) 受注者は、前号の規定に基づく発注者の要求を受けた場合には、これを検討し、発注者の要求を受けた日から30日以内に発注者に対し通知しなければならない。

(3) 発注者は、前号の通知の内容に基づき、受注者と協議の上、募集要項等の変更を決定することができる。当該変更により追加費用が発生する場合には、発注者が当該追加費用を負担するものとし、請負代金額に算入するものとする。

(4) 前号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、請負代金額を減額するものとする。

(5) 第3号の協議が協議開始の日から60日以内に調わない場合には、発注者は、この契約を解除することができる。この場合、第60条の規定により解除されたものとみなす。

第6節 工事業務

(工事業務)

第19条 受注者は、日本国の法令に従い、善良なる管理者の注意をもって、安全を確保し、工事業務を行うものとする。

(工事関係者に関する措置要求)

第20条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはこれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは専任の監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代

理人を兼任する者を除く。)、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(募集要項等不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第21条 受注者は、工事の施工が募集要項等、提案書、設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき理由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集要項等、提案書、設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第22条 受注者は、工事が完成したときは、工事竣工届及び募集要項等に定める必要な書類を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の工事竣工届及び募集要項等に定める必要な書類の提出を受けたときは、その日から14日以内に発注者の指定する検査職員(以下「検査員」という。)により受注者の立会いのうえ、募集要項等に定めるところにより工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の規定による申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければ

ばならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前3項の規定を適用する。

- 6 発注者又は検査員は、第2項の検査に当たり、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合における当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第7節 変更及び中止等

(条件変更等)

第23条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 募集要項等に対する質問回答書が一致しないこと（この契約に優先順位が定められている事項を除く。）
 - (2) 募集要項等に誤り又は脱漏があること
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等募集要項等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計業務委託契約に基づく受注者の業務において発見することができなかった施工条件についての特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して講ずるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 前項の調査の結果において、第1項の規定による事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し募集要項等を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合においては、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し（ただし、前項第2号又は第3号の規定による募集要項等を変更した場合は、設計業務委託契約に基づく受注者の業務において注意義務を尽く

しても予測又は発見することができなかった場合に限る。)、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等の変更)

第24条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、書面により募集要項等の変更内容を受注者に通知して、募集要項等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第25条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第26条 受注者は、発注者が第43条、第46条又は第47条の規定において準用される第41条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、直ちにその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第27条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第28条 受注者は、天候の不良、第15条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした工期延長申請書をもって工期の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、請負代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第29条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。

- 2 発注者は、この契約の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議のうえ通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の規定による場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第30条 この契約に基づく工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第28条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日とし、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第31条 この契約に基づく請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、受注者に増加費用を必要とする事由又は損害が発生した日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第32条 発注者又は受注者は、静岡県建設工事請負契約約款に準じ、工期内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第1項中「この契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
 - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を求めることができる。
 - 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を求めることができる。
 - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の規定による請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第8節 臨機の措置、損害等

(臨機の措置)

第33条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。
- 5 前項の規定に基づき発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(環境に係る被害)

第34条 本業務の履行により環境の悪化が生じたときは、受注者が自らの費用と責任において対応しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設計業務委託契約に基づく受注者の業務において注意義務を尽くしても予測又は発見することができなかった場合は、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による環境の悪化若しくは発注者が行う業務に起因する環境の悪化が生じたときは、発注者が自らの費用と責任において対応しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

(一般的損害)

第35条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第37条第1項に規定する損害を除く）は、受注者の負担とする。ただし、その損害（第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第36条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、

地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

- 3 前2項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第37条 工事目的物の引渡し前に、天災等（募集要項等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る）で発注者と受注者いずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により確認された損害のうち、この契約の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の受注者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。
- 4 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える業務内容の変更)

第38条 発注者は、この契約の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じ

た日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(法令変更等にかかるリスク分担)

第39条 法令等（本条において、次に掲げるものをいう。以下同じ。）の制定又は改廃（以下「法令変更等」という。）により、この契約に従った工事の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は履行ができなくなると予想されるときは、受注者は、速やかに、その内容及び理由を発注者に通知しなければならない。

(1) 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）

(2) 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針等

2 受注者は、この契約に基づく義務の履行が法令等に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務を免れる。

3 受注者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

4 発注者は、受注者から第1項の通知を受けたときは、速やかに受注者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から60日を経過しても協議が調わないときは、費用負担以外の項目についての対応を定め、受注者に通知する。

5 前項の協議が調わない場合には、法令変更等に係る受注者に生ずる増加費用及び同項による発注者の通知の内容に従う場合に受注者に発生する増加費用の負担については、次のとおりとする。

(1) この契約に基づく工事に直接の影響を及ぼす法令等の制定又は改廃に係るものは、発注者の負担とする。

(2) この契約に基づく工事のみならず広く一般に適用される法令等の制定または改廃によるものは、受注者の負担とする。

6 発注者は、第1項に掲げる法令変更等により、受注者に係る費用の減少が生じると認めるときは、受注者との協議により請負代金額を変更することができる。

(税制変更等に係るリスク分担)

第40条 この契約に基づく工事に関連して消費税以外の税制の変更がなされた場合、かかる税制の変更による費用の増加の負担については次のとおりとする。

(1) 法人の利益に係る税制度の変更（法人税率等）は、受注者の負担とする。

(2) この契約に基づく工事に直接の影響を及ぼす税制度の変更は、発注者の負担とする。

2 発注者は、前項に規定する税制変更により、受注者に係る費用の減少が生じると認めるときは、受注者との協議により請負代金額を変更することができる。

第9節 代金支払い等

(請負代金の支払)

第41条 受注者は、工事目的物が第22条第2項の検査に合格したときは、請求書に請求明細書を添えて請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第22条第2項に規定する期間内に検査の結果を通知しないときは、その期限を経過した日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項に規定する期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第42条 発注者は、第22条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 発注者は、前項の規定により工事目的物を使用する場合は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第43条 受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工期の完成日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4に相当する額以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約書記載の工期の完成日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2に相当する額以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。第2項の規定は、この場合について準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第44条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第45条 受注者は、第43条の規定による前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第46条 受注者は、工事の完成前に工事の出来形部分並びに発注者が部分払の対象とすることを認めた工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額(以下「出来高金額」という。)の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては、特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の確認を出来形確認請求書をもって発注者に求めなければならない。
 - 3 発注者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に、

受注者の立ち会いのうえ、募集要項等に定めるところにより、当該確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知するものとする。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認の通知があったときは、請求書に請求明細書を添えて部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求があった日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が出来高金額を定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{出来高金額} - \text{既に部分払の対象となった出来高金額(以下「前回出来高金額」という。)}) \times \left(\frac{9}{10}\right)$$

$$- \text{前払金額} \times \left(\frac{\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額}}{\text{請負代金額}}\right)$$

(部分引渡し)

第47条 工事目的物について、発注者が募集要項等において工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引き渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第22条中「工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、同条第4項及び第41条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第41条第1項の規定により請求することのできる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相当する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第41条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相当する請負代金の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}}\right)$$

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特例)

第48条 発注者は、継続費又は債務負担行為に係る契約の特例については、各会計年度における請負代金額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び当該支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別表「支払予定に関する事項」に定めるとおりとする。

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

（継続費又は債務負担行為に係る契約における前払金の特例）

第49条 発注者は、継続費又は債務負担行為に係る契約における前払金については、第43条第1項中「この契約書記載の工期の完成日」とあるのは「この契約書記載の工期の完成日（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第43条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における第50条に規定する出来高予定額（前会計年度末における第50条第1項の出来高金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、第50条第2項の規定により当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該会計年度の出来高予定額から前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の規定により準用される第43条の規定にかかわらず、契約会計年度に前払金を支払わないことができる。
- 3 発注者は、必要があると認めるときは、第1項の規定により準用される第43条の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払を行うことができる。この場合において、次項及び第5項の規定は、適用しない。
- 4 発注者は、前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、第1項の規定により準用される第43条の規定にかかわらず、出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行うことができない。
- 5 前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、受注者は、出来高金額が当該出来高予定額に達するまで第43条第1項の規定により締結した保証期限を延長するものとする。この場合においては、第44条第3項の規定を準用する。

（継続費又は債務負担行為に係る契約における部分払の特例）

第50条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、部分払を請求することができる額は、第46条第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額}) \times \left(\frac{9}{10}\right) - \text{当該会計年度の前払金額} \times \left(\frac{\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}\right)$$

- 2 前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について、部分払を請

求することができる。この場合において、部分払金の額は、前項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高超過額} \times \frac{9}{10}$$

- 3 前項の規定により当該会計年度の当初に出来高超過額について部分払をしたときは、当該会計年度における他の部分払金の額については、第1項の算定式中「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額－出来高超過額」と読み替えるものとする。
- 4 前会計年度末における出来高金額が、前会計年度までの出来高予定額に不足する場合には、受注者は、当該不足額（以下「出来高不足額」という。）に相当する出来高金額を上げた後の当該会計年度最初の部分払のときに、出来高不足額を含めて部分払を請求しなければならない。この場合における部分払金の額は、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高不足額} \times \left(\frac{9}{10}\right) - \text{前会計年度の前払金額} \times \left(\frac{\text{出来高不足金額}}{\text{前会計年度の出来高予定額}}\right)$$

$$+ (\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額} - \text{出来高不足額}) \times \left(\frac{9}{10}\right) - \text{当該会計年度の前払金額}$$

$$\times \left(\frac{\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額} - \text{出来高不足額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}\right)$$

- 5 継続費又は債務負担行為に係る契約において、第49条第3項の規定によりこの契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて前金払した場合の部分払金の額は、前3項の規定にかかわらず、第46条第6項の算定式によるものとする。

（第三者による代理受領）

第51条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第41条（第47条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定に基づく支払をしなければならない。

第10節 契約不適合責任、債務不履行等

（契約不適合責任）

第52条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、事前に発注者の承諾を得た上で、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第22条第3項又は第4項（第47条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又はこの契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、事前に発注者の承諾を得た上で、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。また、前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。

4 発注者が、第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項の方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、当該契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図が不当であることを知りながら又は重過失によって知らずこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第54条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年2.5%の割合で計算した額とする。
 - 3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により第41条第2項（第47条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第55条 発注者は、第3条第1項の規定により、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）が発注者に、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知をし、当該権利及び義務に対する承継について、発注者の承諾を得たときは、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させるものとする。
 - (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務

- (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第36条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生ずる違約罰等を含む。)は、当該保証金の額を限度として消滅する。

第11節 解除等

(発注者の解除権)

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときであつて、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき
- (2) その責めに帰すべき理由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
- (3) 第11条第1項に定める者を設置しなかったとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき
- (5) 第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ)が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等(受注者が役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められ

るとき

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき

カ 受注者が、下請契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

キ 暴力団関係業者を下請負契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき

（談合その他不正行為による解除）

第57条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者はこの契約を解除することができる。

（1） 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項に規定する排除措置命令、又は受注者のいずれかに違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定により課徴金の納付命令が確定したとき

（2） 受注者（受注者の役員又は使用人を含む。）に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき

（3） 受注者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当す

ると認められたとき

2 受注者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成企業が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（契約が解除された場合等の違約金）

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

（2） 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1） 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2） 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第

154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合(第56条第6号及び第57条の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約罰に充当することができる

(その他の解除)

第59条 発注者は、工事が完成しない間において、第56条及び第57条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第60条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第24条の規定により募集要項等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき
(2) 第25条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えたときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
(3) 発注者が、この契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき
2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第61条 発注者は、この契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたものは発注者に帰属し、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
3 第1項の場合において、第43条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第46条及び第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の規定による出来形部分に相当する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第56条、第57条又は第58条第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときに

あつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の規定による出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第56条、第57条又は第58条第2項の規定によるときは発注者が定め、第59条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は前条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 第56条、第57条又は第58条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者は、第1項前段に規定する出来形部分に相当する請負代金額から当該違約金を控除することができる。

（賠償の予約）

- 第62条 受注者は、この契約に関して第57条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表企業であった者又は構成企業であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場

合において、受注者の代表企業であった者及び構成企業であった者は、連帯して前項に規定する額を支払わなければならない。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第63条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約罰を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

第12節 その他の事項

(火災保険等)

- 第64条 受注者は、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を募集要項等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物、工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第65条 この契約について、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法第25条の規定により設置されている静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、統括責任者及び現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第20条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第66条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第67条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表「支払予定に関する事項」(第48条関係)

1 支払予定

本契約の各会計年度の受注者への支払いは、出来高に応じて行うものとする。

なお、各会計年度の支払限度額は次のとおりとする。

税込

会 計 年 度	総 額 (千 円)	年割額 (千円)	備 考
令和7年度	617,100	105,100	
令和8年度		137,000	
令和9年度		131,000	
令和10年度		119,000	
令和11年度		125,000	

2 その他

年割額は、当該年度の支払額が上限に達しなかった場合は、次年度に繰り越しが可能である。